

○ TPP等関連農業農村整備対策実施要領

(平成28年1月20日付け27農振第1793号及び27生畜第1537号農林水産省農村振興局長及び生産局長通知)

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">TPP等関連農業農村整備対策実施要領</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p><u>第3 対策の実施主体</u></p> <p><u>1 要綱第3の農村振興局長及び生産局長が別に定める者とは、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織、その他農業者等の組織する団体、都道府県知事が適当と認める者とする。</u></p> <p><u>2 第4の1及び3の対策の実施主体は国又は都道府県とし、第4の2の対策の実施主体は国、都道府県又は1の者とする。</u></p> <p>第4 対策として事業を実施する地区の要件</p> <p>要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">TPP等関連農業農村整備対策実施要領</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 対策として事業を実施する地区の要件</p> <p>要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p>

1 (略)

2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

次のアからウまでのいずれか1つを達成することが見込まれること。ただし、第2の5のうち農業基盤整備促進事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱の第2の5に基づく事業をいう。）及び第2の6のうち簡易整備型（水利施設等保全高度化事業実施要綱の第2の3に基づく事業をいう。）により対策を実施する場合にあっては、ウを達成することが見込まれること。

ア 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すること。

イ 作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50%以上増加すること。

ウ 作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加すること。

3 (略)

第5 対策の手続

1 要綱第4及び第5の手続は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 要綱第4の1の(2)のア及び(3)のアの規定による申請は別記

1 (略)

2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
(新設)

作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。

(新設)

3 (略)

第4 対策の手続

1 要綱第4及び第5の手続は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 要綱第4の1の(2)のアの規定による申請は別記様式第3号

様式第 3 号

(4) 要綱第 4 の 1 の (2) のイ 及び(3)のイの規定による認定は別記様式第 4 号

(5) 要綱第 4 の 1 の (2) のウ 及び(3)のウの規定による協議は別記様式第 5 号

2 (略)

第 6 対策の達成状況報告等

1 要綱第 5 の 1 の対策の状況報告及び達成状況報告は、次に定めるところにより実施するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 実施方法

ア 対策の実施主体が国の場合

地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 4 の要件の達成状況を取りまとめ、農村振興局長に報告するものとする。

イ 対策の実施主体が都道府県の場合

(ア) 都道府県知事は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 4 の要件の達成状況を取りまとめ、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

(4) 要綱第 4 の 1 の (2) のイの規定による認定は別記様式第 4 号

(5) 要綱第 4 の 1 の (2) のウの規定による協議は別記様式第 5 号

2 (略)

第 5 対策の達成状況報告等

1 要綱第 5 の 1 の対策の状況報告及び達成状況報告は、次に定めるところにより実施するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 実施方法

ア 対策の実施主体が国の場合

地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 3 の要件の達成状況を取りまとめ、農村振興局長に報告するものとする。

イ 対策の実施主体が都道府県の場合

(ア) 都道府県知事は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 3 の要件の達成状況を取りまとめ、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

(イ) (略)

ウ 対策の実施主体が国又は都道府県以外の場合

(ア) 対策の実施主体は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第4の要件の達成状況を取りまとめ、都道府県知事に提出し、都道府県知事は、提出された内容を確認の上、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

(イ) 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、(ア)により報告があったときは、速やかに農村振興局長に報告するものとする。

2 要綱第5の3の改善計画は別記様式第6号により作成し、第6の1の(3)の規定に準じて農村振興局長に提出するものとする。

別記様式第1号

T P P等関連農業農村整備対策概要書（達成状況報告）

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (略)

対策名：水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
 (成果目標：作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加するこ

(イ) (略)

(新設)

2 要綱第5の3の改善計画は別記様式第6号により作成し、第5の1の(3)の規定に準じて農村振興局長に提出するものとする。

別記様式第1号

T P P等関連農業農村整備対策概要書（達成状況報告）

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (略)

対策名：水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
 (成果目標：作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加するこ

と

又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50%以上増加すること

又は、作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加すること

番号	局名	都道府県名	(略)	要件確認				(略)	達成状況報告				
				計画作物生産額高収益作物割合	計画高収益作物生産額増加率(%)	計画高収益作物作付面積割合(%)	計画高収益作物作付面積割合増加率(%)		作物生産額高収益作物割合(割)	高収益作物増加率(%)	高収益作物作付面積割合(%)	高収益作物作付面積割合増加率(%)	
			(略)										

注1)～3) (略)

4) 「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の割合を、「計画高収益作物生産額増加率(%)」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の増加率を、「計画高収益作物作付面積割合」の欄には、計画している高収益作物の作付面積の割合を、「計画高収益作物作付面積割合増加率(%)」の欄には、計画している高収益作物の作付面積割合の増加率を記入する。また、「高収益作物への転換の取組」の欄に、地区における高収益作物への転

と

又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50%以上増加すること

番号	局名	都道府県名	(略)	要件確認		(略)	達成状況報告	
				計画作物生産額高収益作物割合	計画高収益作物生産額増加率(%)		作物生産額高収益作物割合(割)	高収益作物増加率(%)
			(略)			(略)		

注1)～3) (略)

4) 「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の割合を、「計画高収益作物生産額増加率(%)」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の増加率を記入する。また、「高収益作物への転換の取組」の欄に、地区における高収益作物への転換に向けた取り組みを記入する。なお、当該事業が関連事業の場合、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄、「計画高収益作物生産額増加率(%)」の欄、「計画高収益作物作付面積割合」の欄、「計画高収

換に向けた取り組みを記入する。なお、当該事業が関連事業の場合、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄、「計画高収益作物生産額増加率 (%)」の欄、「計画高収益作物作付面積割合」の欄、「計画高収益作物作付面積割合増加率 (%)」の欄及び「高収益作物への転換の取組」の欄に「-」を記入する。

5)・6) (略)

7) 「達成状況報告」の欄については、対策完了後に各地区で達成状況を取りまとめたときに記入するものとし、「作物生産額高収益作物割合」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の割合を、「高収益作物生産額増加率 (%)」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の増加率を記入する。「高収益作物作付面積割合」の欄には、対策後の高収益作物の作付面積の割合を、「高収益作物作付面積割合増加率 (%)」の欄には、対策後の高収益作物の作付面積割合の増加率を記入する。

対策名：畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 (略)

別記様式第2号 (略)

益作物作付面積割合増加率 (%)」の欄及び「高収益作物への転換の取組」の欄に「-」を記入する。

5)・6) (略)

7) 「達成状況報告」の欄については、対策完了後に各地区で達成状況を取りまとめたときに記入するものとし、「作物生産額高収益作物割合」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の割合を、「高収益作物生産額増加率 (%)」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の増加率を記入する。

対策名：畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 (略)

別記様式第2号 (略)

(都道府県知事経由)

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 (国土交通省北海道開発局長経由)
○ ○ 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

ＴＰＰ等関連農業農村整備対策の申請（変更）について

標記の件について、対策を実施したいので、ＴＰＰ等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年 1 月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の(2)の ア（又は(3)のア）の規定に基づき、ＴＰＰ等関連農業農村整備対策概要書を添付して申請する。

別記様式第 4 号 （略）

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 (国土交通省北海道開発局長経由)
○ ○ 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

ＴＰＰ等関連農業農村整備対策の申請（変更）について

標記の件について、対策を実施したいので、ＴＰＰ等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年 1 月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の(2)の アの規定に基づき、ＴＰＰ等関連農業農村整備対策概要書を添付して申請する。

別記様式第 4 号 （略）

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇 〇 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長

T P P 等関連農業農村整備対策に関する協議（変更）について

T P P 等関連農業農村整備対策について、認定したいので、T P P 等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年 1 月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の (2) のウ （又は(3)のウ） の規定に基づき、T P P 等関連農業農村整備対策概要書を添付して協議する。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇 〇 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長

T P P 等関連農業農村整備対策に関する協議（変更）について

T P P 等関連農業農村整備対策について、認定したいので、T P P 等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年 1 月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の (2) のウの規定に基づき、T P P 等関連農業農村整備対策概要書を添付して協議する。

別記様式第 6 号	別記様式第 6 号
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
農林水産省農村振興局長 殿	農林水産省農村振興局長 殿
<u>事業実施主体名</u>	<u>〇 〇 農 政 局 長</u> <u>国土交通省北海道開発局長</u> <u>内閣府沖縄総合事務局長</u> <u>都道府県知事</u>
T P P 等関連農業農村整備対策における達成状況の改善計画について	T P P 等関連農業農村整備対策における達成状況の改善計画について
<p>T P P 等関連農業農村整備対策として事業を実施した〇〇地区について、対策目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。</p>	<p>T P P 等関連農業農村整備対策として事業を実施した〇〇地区について、対策目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。</p>
記	記
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業名 2. 対策完了年度及び達成状況報告内容 3. 対策の達成状況が十分でない原因及び問題点 4. 改善方策 <p>(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業名 2. 対策完了年度及び達成状況報告内容 3. 対策の達成状況が十分でない原因及び問題点 4. 改善方策 <p>(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)</p>

附 則

この要領は、令和2年〇月〇日から施行する。